

平成31年1月11日

保護者 各位

本部町立上本部幼稚園・小学校  
園長・校長 上間 忠彦  
(公印省略)

### インフルエンザの予防について (お願い)

新春の候、保護者の皆様におかれては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、みだしの件について、本校においても流行のきざしがあり、複数名の児童がインフルエンザ罹患で欠席しております。今後、急速な流行により本校でも蔓延する可能性が十分ありますので、ご家庭でも手洗い・うがいなどの予防策を講じていただきますようお願いいたします。

沖縄県教育庁保健体育課よりインフルエンザ出席停止期間について以下の通り示されていますので、参考になさってください。

#### 記

#### 1 インフルエンザ出席停止期間について

「発症した後5日を経過」し、かつ「解熱した後2日」(幼児にあつては3日)とは最低「発症した後5日を経過」(幼児にあつては6日)するまで出席停止ということになります。また、解熱した日によって出席停止期間は延期されることもあります。

発症後4日目以降に解熱した場合(下記例4、5)は出席停止の期間が延期されます。

※幼稚園児については1日プラスし適用してください。

基準	発症したあと5日を経過した後	発症日0日目	発症後1日目	発症後2日目	発症後3日目	発症後4日目	発症後5日目	発症後5日を経過した後		
例1	発症後1日目に解熱の場合	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後4日目	発症後5日目	登校可能		
		出席停止								
例2	発症後2日目に解熱の場合	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後5日目	登校可能		
		出席停止								
例3	発症後3日目に解熱の場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可能		
		出席停止								
例4	発症後4日目に解熱の場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可能	
		出席停止								
例5	発症後5日目に解熱の場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可能
		出席停止								

※なお、医療機関での完治証明書等の提出は必要ありませんが、別に配布しました学校様式の「完治届」を提出していただいています。完治届は保護者で記入をお願いします。

# お知らせ

保護者殿

本部町立上本部小学校

感染症が疑われる場合には、医師の指示を守って療養させてください。

なお、出席停止の期間は、下記の通りになっています。

## ★学校保健安全施行規則 19 条より一部抜粋

病名	出席停止の期間の基準
インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで <b>(幼児は解熱した後 3 日を経過するまで)</b>
百日咳	特有の咳が消失するまで、または 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹(はしか)	解熱した後 3 日を経過するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹(三日はしか)	発疹が消失するまで
水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮下するまで
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状の消退後、2 日を経過するまで
流行性角結膜炎	医師において伝染のおそれがないと認められるまで
その他	学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで

\* 病気が治る前に登校すると他の児童に感染するおそれがありますので出席停止期間はしっかり休ませてください。

\* 登校するときは、完治届(右の用紙)を保護者で記入し学校へ提出してください。

\* 行事の前や校長が必要と判断した時は診断書あるいは治癒証明書の提出が必要となります。

\* 気になることなどがあれば学校までご連絡ください。

# 完治届

本部町立上本部小学校

学 校 長 殿

平成 年 月 日

年 児 童 名

保護者名 印

病名

期間 平成 年 月 日～ 月 日

病院名(医師名)

受診日 平成 年 月 日

体温測定月日	測定時間：体温	測定時間：体温
月 日( )	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度
月 日( )	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度
月 日( )	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度
月 日( )	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度
月 日( )	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度
月 日( )	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度
月 日( )	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度

\* 発熱が長く続く場合や解熱日が記録できない場合は、裏面、あるいは別の記録用紙を添付するなどしてください。(体温測定の記録はわかる範囲でかまいませんが、医療機関で指示された期間は療養させてください。)

# お知らせ

保護者殿

本部町立上本部幼稚園

感染症が疑われる場合には、医師の指示を守って療養させてください。

なお、出席停止の期間は、下記の通りになっています。

## ★学校保健安全施行規則 19 条より一部抜粋

病名	出席停止の期間の基準
インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 3 日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、または 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹(はしか)	解熱した後 3 日を経過するまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹(三日はしか)	発疹が消失するまで
水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮下するまで
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状の消退後、2 日を経過するまで
流行性角結膜炎	医師において伝染のおそれがないと認められるまで
その他	学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで

\* 病気が治る前に登校すると他の幼児に感染するおそれがありますので出席停止期間はしっかり休ませてください。

\* 登園するときは、完治届(右の用紙)を保護者で記入し幼稚園へ提出してください。

\* 行事の前や園長が必要と判断した時は診断書あるいは治癒証明書の提出が必要となります。

\* 気になることなどがあれば幼稚園までご連絡ください。

# 完治届

本部町立上本部幼稚園

園長殿

平成 年 月 日

幼児名

保護者名

印

病名

期間 平成 年 月 日～ 月 日

病院名(医師名)

受診日 平成 年 月 日

体温測定月日	測定時間：体温	測定時間：体温
月 日( )	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度
月 日( )	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度
月 日( )	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度
月 日( )	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度
月 日( )	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度
月 日( )	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度
月 日( )	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度

\* 発熱が長く続く場合や解熱日が記録できない場合は、裏面、あるいは別の記録用紙を添付するなどしてください。(体温測定の記録はわかる範囲でかまいませんが、医療機関で指示された期間は療養させてください。)